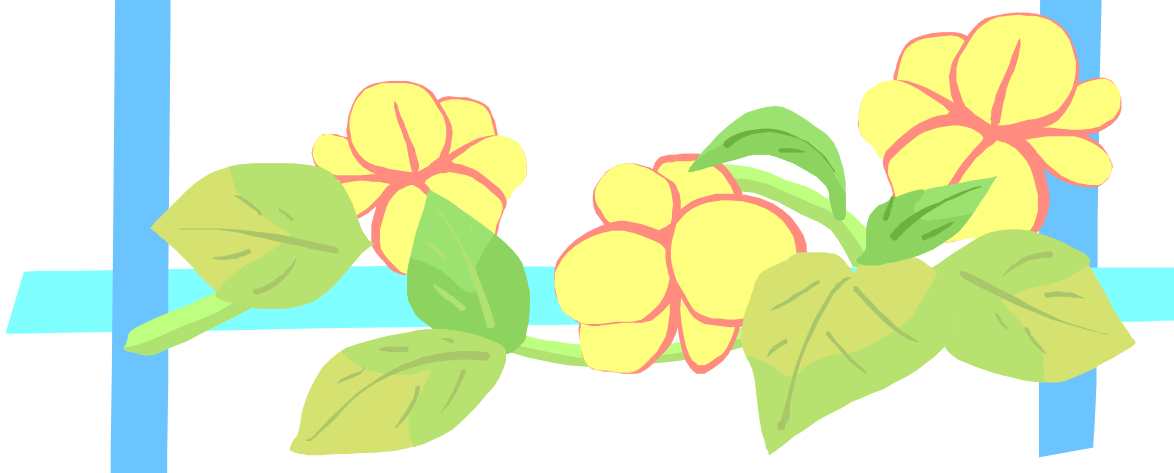


第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節	計画策定の背景	2
第 2 節	計画策定の目的	4
第 3 節	計画の位置付け	4
第 4 節	計画の期間及び名称	5
第 5 節	対象の範囲	5



第1節 計画策定の背景

「盛岡市子ども・若者育成支援計画」を策定するにあたって、青少年健全育成をめぐる社会経済情勢の変化に伴う国や県、そして本市の施策の展開について振り返ります。

青少年育成施策大綱の策定（2003（平成15）年）

昭和30年代以降の高度経済成長と急速な都市化により、多くの国民が経済的な豊かさを享受する一方で、人間関係の希薄化や価値観の多様化は、個人や家族を単位とする社会構造へ転換する要因となり、青少年の健全育成についても、全国一律的な取組から社会経済情勢や地域性に合わせたきめ細かい対応が求められることとなりました。

しかしながら、少子・高齢化、都市化、情報化など我が国社会の急激な変化に対して、必ずしも効果的かつ十分な対応がとられたとはいえず、社会的自立の遅れや非行等青少年をめぐる様々な問題を生じさせることとなりました。

このような状況の中で、国は21世紀を担う青少年の育成にかかる基本理念とおおむね5年を目途とする中長期的な方向性を示すものとして、2003（平成15）年12月に、「青少年育成施策大綱」を初めて策定しました。

この大綱は、青少年が挑戦と試行錯誤を重ねながら、社会的に自立した個人として成長するよう支援することなどの基本理念と、乳幼児期から青年期までの成長段階ごとの課題を踏まえた施策の基本的な方向性を示しています。また、青少年の健全育成について、大人が大人社会の在り方について見直し、すべての組織及び個人がそれぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら取り組むことが必要であるとしています。

盛岡市青少年健全育成計画から新盛岡市青少年健全育成計画へ（2001（平成13）年～2005（平成17）年）

本市においては、2001（平成13）年3月に「盛岡市青少年健全育成計画」を策定し、青少年を人間的成長の可能性を持つ独立した人格としてどのように支援できるのかという視点から、家庭や学校、地域、行政が連携し青少年の健全育成に努めてきました。

さらに、2005（平成17）年には「盛岡市青少年健全育成計画」の成果を継承するとともに、国の「青少年育成施策大綱」も配慮した「新盛岡市青少年健全育成計画」を策定しました。

「新盛岡市青少年健全育成計画」においては、文化、スポーツなど様々な分野で挑戦・活躍している青少年がいる一方で、非行や不登校、ひきこもり、児童虐待、就労の不安定化など様々な問題が深刻化している状況に鑑みて、青少年の健全育成をより効果的、総合的に進めていくために、家庭や学校、地域、企業、行政が共通の現状認識のもとに、より一層連携を強化して青少年施策を積

極的に推進してきました。

子ども・若者育成支援推進法の施行及び子ども・若者ビジョンの策定（2010（平成22）年）

しかしながら、少子化、核家族化の一層の進行による家庭環境の変化や、長期化する景気低迷による労働環境の悪化、情報機器の急激な発達と普及、児童虐待の増加、いじめや少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫、地域社会での人間関係の希薄化など、社会全体でそれまでなかったような変化が生じ、子ども・若者を取り巻く環境がさらに多様化、複雑化しています。

また、ニート（若年無業者）やひきこもりについて社会で広く認識されるとともに、不登校、貧困など子ども・若者の抱える問題の原因が複合的であることも理解されるようになってきました。

そのため、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があることから、国は、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備して、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク整備を進めようと、2010（平成22）年4月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、「青少年育成施策大綱」を廃止して、2010（平成22）年7月「子ども・若者ビジョン」を策定しました。

それまでの青少年施策は、おおむね30歳未満を対象としていましたが、ニート（若年無業者）やひきこもりなど、自立できないまま年齢を重ねている若者の現状を踏まえ、「子ども・若者ビジョン」においては、雇用など特定の施策分野においては30歳代も対象とし、すべての子ども・若者の成長・発達を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を克服できるよう支援することとしています。

盛岡市子ども・若者育成支援計画の策定（2014（平成26）年）へ

岩手県では、国の動きを受けて、2005（平成17）年度に策定した「いわて青少年育成プラン」を2011（平成23）年度の改定時に「都道府県子ども・若者育成支援計画」に位置付け、「人づくり」、「地域づくり」、「環境づくり」を重点課題に取り組んでいます。

本市においては、「子ども・若者育成支援推進法」の施行を受け、2012（平成24）年度から子ども・若者の支援者・団体を対象にスタートした「もりおかユース塾」がきっかけとなり、2013（平成25）年度には、子ども・若者を支援する民間団体のネットワーク「もりおかユースネット」が創設され、講座形式での学習に加えて、団体相互の情報提供など連携を深めてきました。

第2節 計画策定の目的

本市では、家庭や学校、地域、職場、行政の連携を強化しながら、青少年施策を推進するため、2005（平成17）年度に策定した「新青少年健全育成計画」のもとで取組を進めてきました。

こうした中、国では2010（平成22）年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、子ども・若者育成支援施策の包括的推進の枠組みが整備されるなど、子ども・若者に関わる行政施策は、大きな転換期を迎えています。

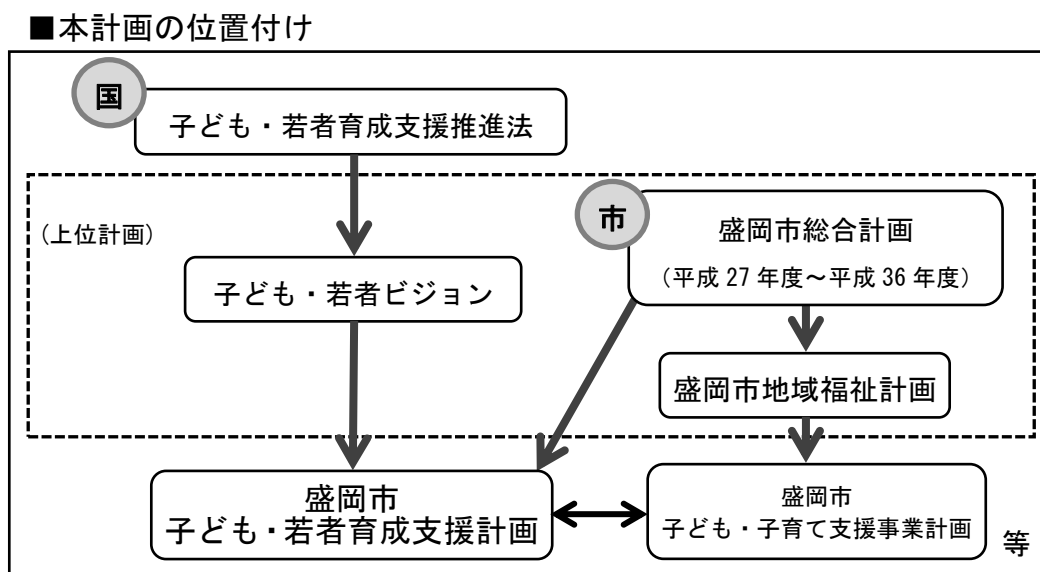
本計画は、2014（平成26）年度までの現計画「新青少年健全育成計画」の成果を継承しながら、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子ども・若者ビジョン」の趣旨を踏まえ、歩調を一にしながら将来を担う盛岡市の子ども・若者の育成・支援を総合的かつ計画的に進めるために策定しようとするものです。

第3節 計画の位置付け

本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づき、「市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画」に位置付け、国の「子ども・若者ビジョン」との整合を図ることとします。

また、子ども・若者育成支援に関する施策については、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの分野の壁を超え、互いに連携・協力して支援ができるよう包括的な計画とします。

なお、この計画は、盛岡市総合計画の将来像『ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡』の基本目標「人がいきいきと暮らすまちづくり」及び「人を育み未来につなぐまちづくり」の実現に向けた個別計画としても位置付けられ、「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する市の計画とともに推進するものです。



第4節 計画の期間及び名称

計画期間は、2015（平成27）年度から2024（平成36）年度までの10年間とし、計画の進捗状況や子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化に応じて、おおむね5年を目途に見直しを行います。

名称は、「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえ、「盛岡市子ども・若者育成支援計画」とします。

第5節 対象の範囲

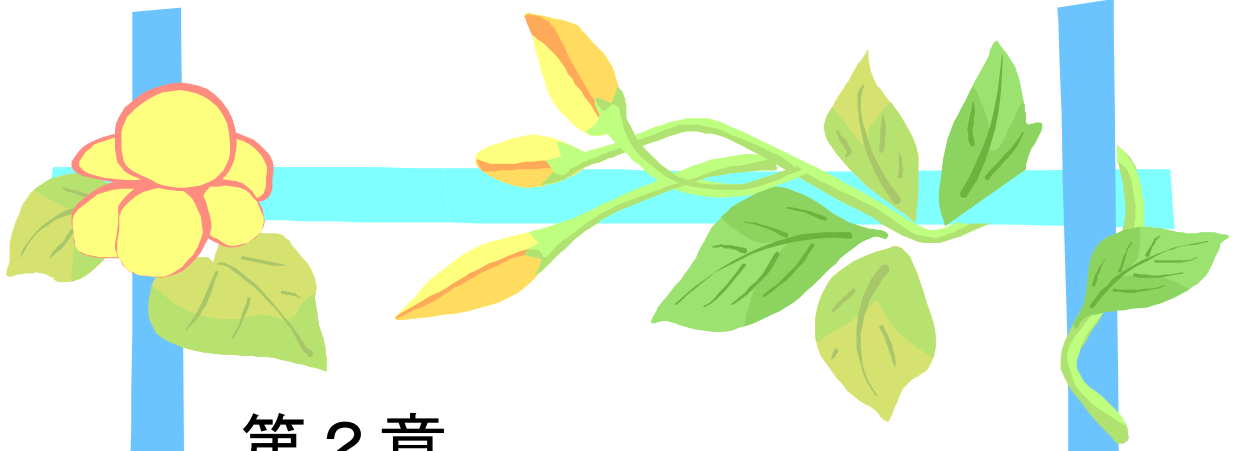
0歳からおおむね30歳未満としますが、雇用など特定の分野においては、社会的自立に困難を抱える30歳代も本計画の対象とします。

【法令等の呼称と年齢区分】

法令等の名称	呼称等	1	6	12	14	15	18	20	30	35	40		
子ども・若者育成支援推進法(*1)	子ども・若者	■											
子ども・若者ビジョン(*2)	青少年	■											
	子ども	乳幼児期	■										
		学童期						■					
	若者	思春期	■										
		青年期	■										
		ポスト青年期	■										
児童福祉法	児童	■											
	乳児	■											
	幼児	■											
	少年						■						

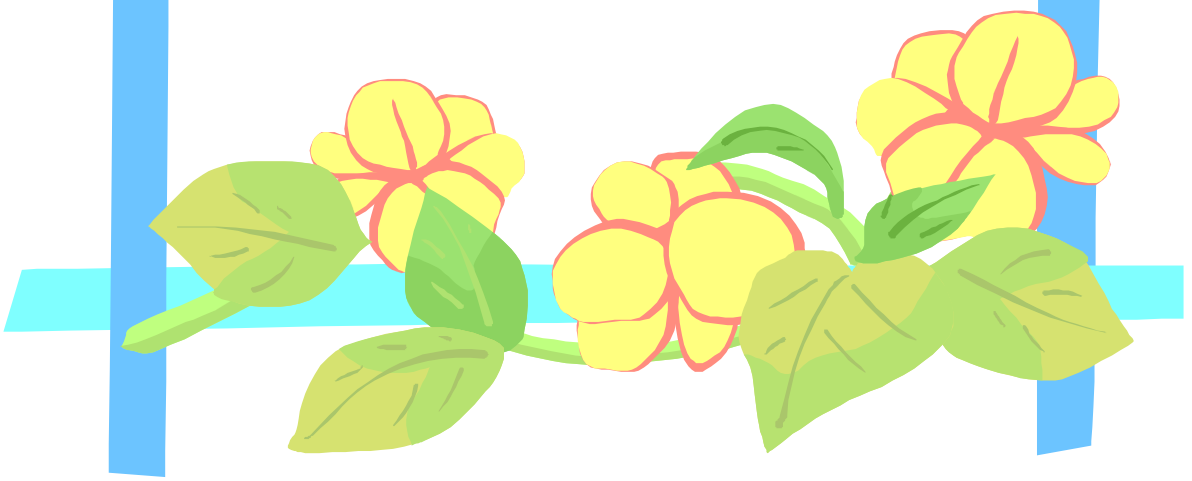
注(*1) 法令上の規定なし。内閣府では、子ども・若者の範囲は「0歳から30歳代のものを含む」としている。

(*2) 思春期の上限はおおむね18歳。青年期の上限はおおむね30歳未満としているが、特定の分野においては、青年期を過ぎた40歳未満の者を含む。



第2章 現状と課題

第1節 現状	7
1 少子化の進行	
2 子ども・若者の現状	
第2節 課題	13
1 青少年の自主性と社会性を育てるとりくみ	
2 青少年を家庭や地域で共に育てるとりくみ	
3 青少年を社会全体で支援するとりくみ	
4 青少年が安心・安全に 生活できる環境をつくるとりくみ	



第1節 現状

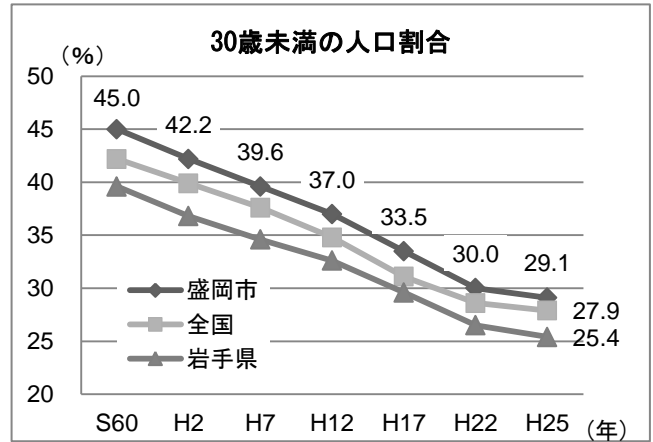
1 少子化の進行

盛岡市の2010（平成22）年の国勢調査人口は298,348人です。

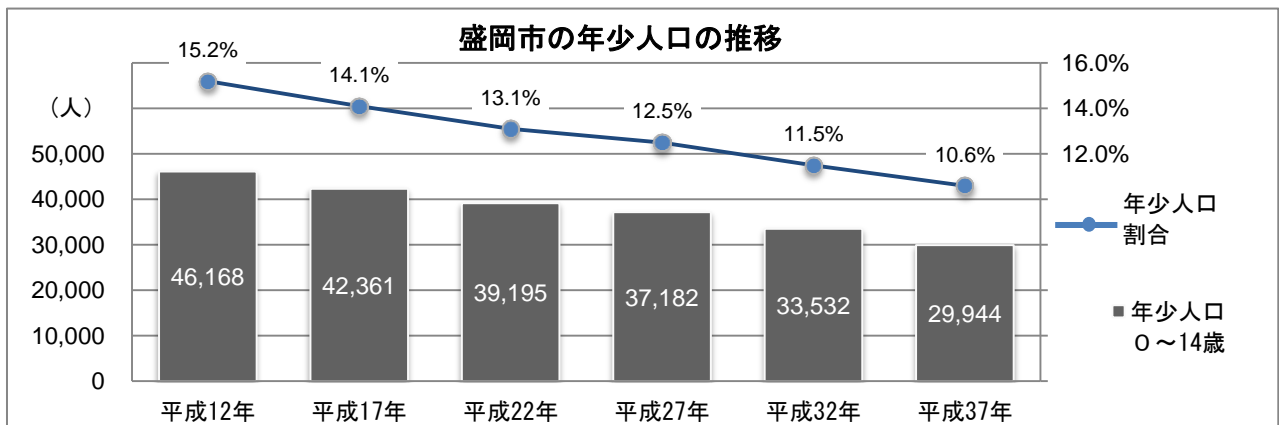
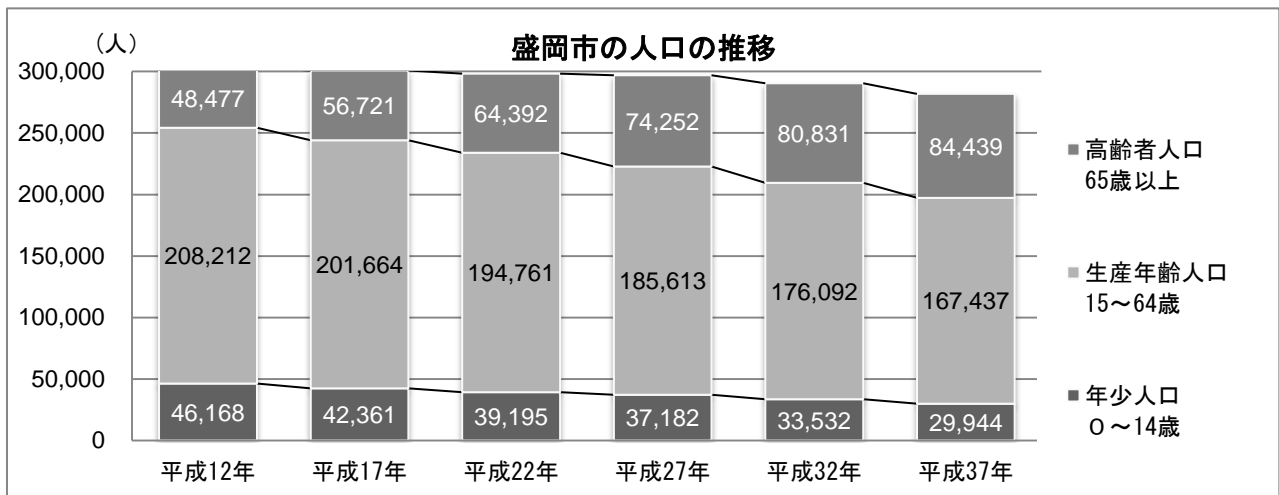
この人口は、今後減少が見込まれ、2025（平成37）年には281,820人になると予想されています。

盛岡市の30歳未満人口の割合を、全国及び岩手県と比較すると、減少傾向は同じですが、岩手県の割合が25.4%、全国が27.9%と本市より低くなっています。

このことから、少子化が急速に進んでおり子ども・若者を取り巻く環境が変わってきていることがわかります。



資料 総務省国勢調査・人口推計 岩手県人口移動報告年報より



資料 平成12年～平成22年は国勢調査 平成27年～平成37年は盛岡市総合計画より

(注) 2000（平成12）年、2005（平成17）年は旧玉山村の人口を加えている。

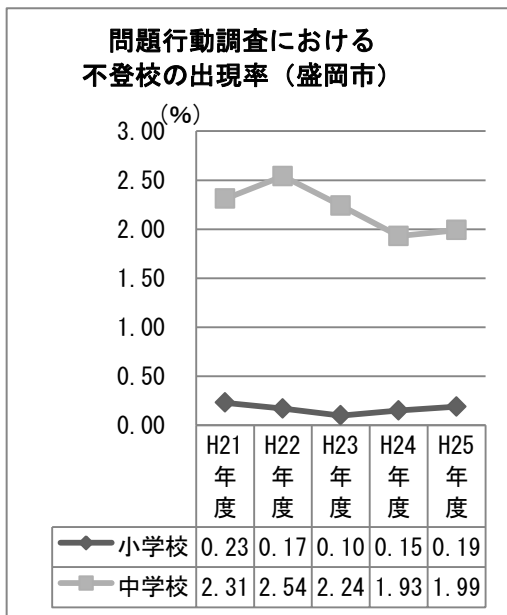
2 子ども・若者の現状

(1) 中学校に入り不登校となる子どもが多い

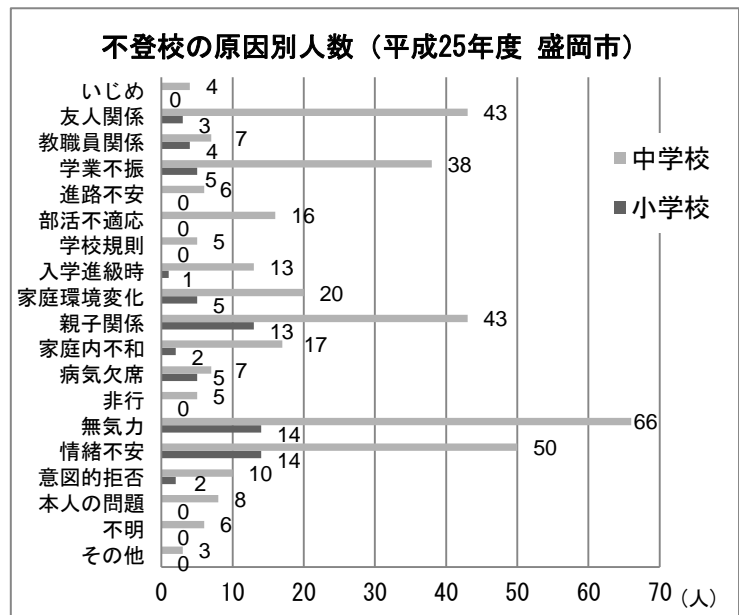
盛岡市立の小中学校で、不登校を理由に30日以上学校を欠席した児童生徒の割合は、2013（平成25）年度は小学校が0.19％、中学校が1.99％です。

学年別の不登校児童生徒数は、新しい環境となる中学1年生で多くなっています。この中学1年生の不登校生徒数は減少傾向にあったものが、2013（平成25）年度で40人とやや増加しています。

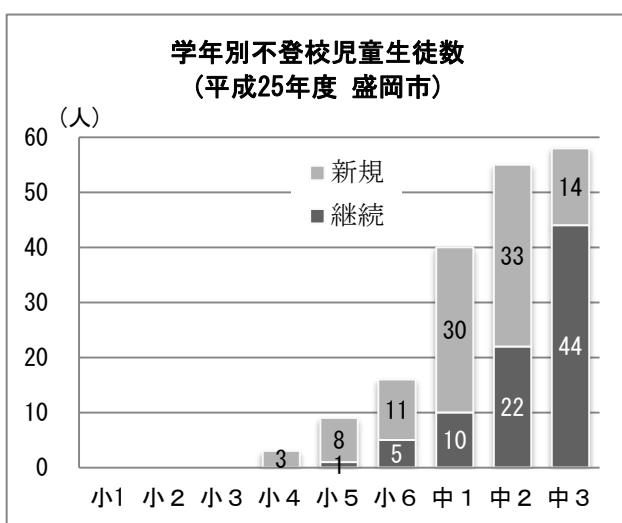
不登校の原因は、小学校では、「情緒不安」「無気力」「親子関係」が多く、中学校では「無気力」「情緒不安」「親子関係」「友人関係」が多くなっています。



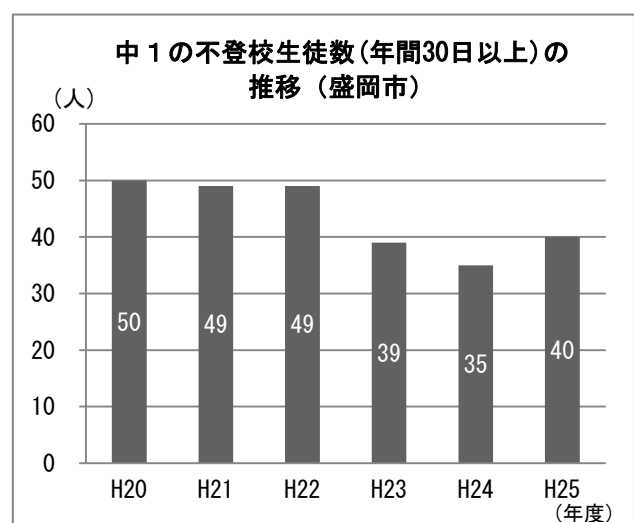
資料 盛岡市教育委員会



資料 盛岡市教育委員会



資料 盛岡市教育委員会



資料 盛岡市教育委員会

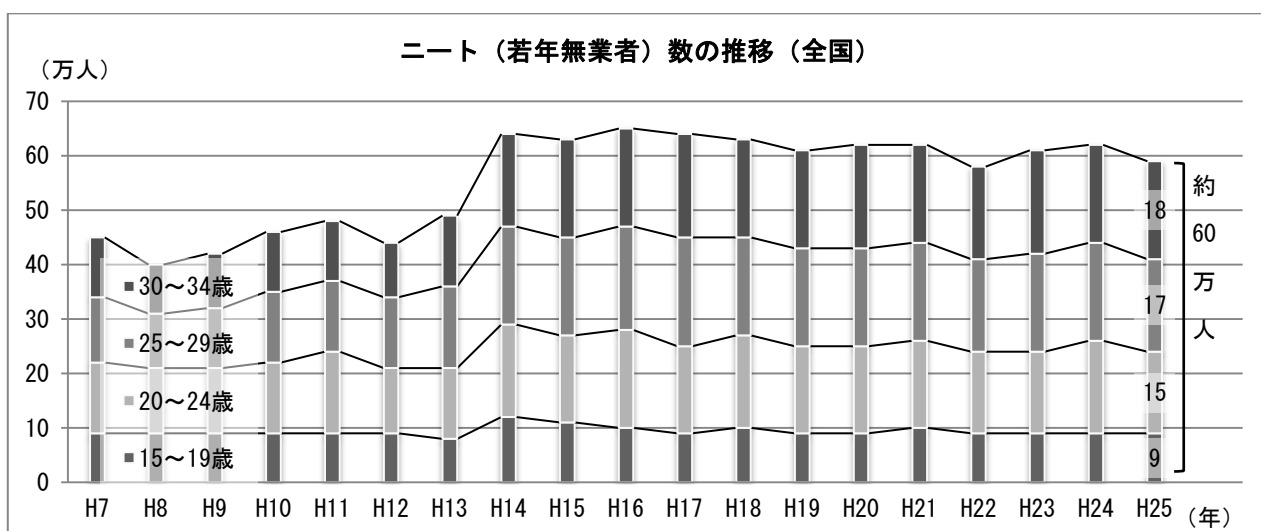
(2) 盛岡市のニート（若年無業者）数は約 1,700 人（15 歳～34 歳）

2013（平成 25）年の総務省の労働力調査によると、15 歳～34 歳までのニート数は約 60 万人となっています。

厚生労働省は、2007（平成 19）年から、「ひきこもり」や「ニート（若年無業者）」の職業的自立を促すための相談窓口として、地域若者サポートステーション事業を実施しています。

2012（平成 24）年に国が実施した就業構造基本調査によると、岩手県の 15 歳～34 歳のニート数は約 6,100 人で、15 歳～34 歳の人口に占める割合は 2.5%（全国は 2.3%）となり、2007（平成 19）年の前回調査と比べて 0.3 ポイント（全国は 0.2 ポイント）上昇しました。

盛岡市の 2013（平成 25）年 10 月 1 日現在の 15 歳～34 歳の人口 66,700 人に岩手県のニートの割合 2.5%を使用して計算すると、本市のニート数は 1,668 人（15 歳～34 歳）と推計されます。



資料 総務省「労働力調査」

（注）1 ここでのニート（若年無業者）とは、15～34 歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

2 2011（平成 23）年の数値は、東日本大震災の影響により岩手県、宮城県及び福島県を除いて集計したものの。

【ニート（若年無業者）数と割合】

	15～34 歳人口	ニート(若年無業者) (①+②)	ニート(若年無業者)の内訳		ニート(若年無業者)割合
			就業希望者のうち 非求職者①	非就業希望者②	
全国	27,114,200 人	617,400 人	285,700 人	331,700 人	2.3%
岩手県	244,400 人	6,100 人	3,000 人	3,100 人	2.5%
盛岡市(*)	66,700 人	(推計) 1,668 人	—	—	2.5%

資料 (全国、岩手県) 2012（平成 24）年 就業構造基本調査

(*) (盛岡市) 人口は岩手県人口移動報告年報（2013（平成 25）年 10 月 1 日現在）とし、岩手県の割合を使用し推計

(3) 就業を巡る問題でひきこもりになる人が多い

ひきこもりとは「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態をいい、単一の疾患や障害の概念ではなく、様々な要因が背景になって生じるもの（厚生労働省定義）」とされています。

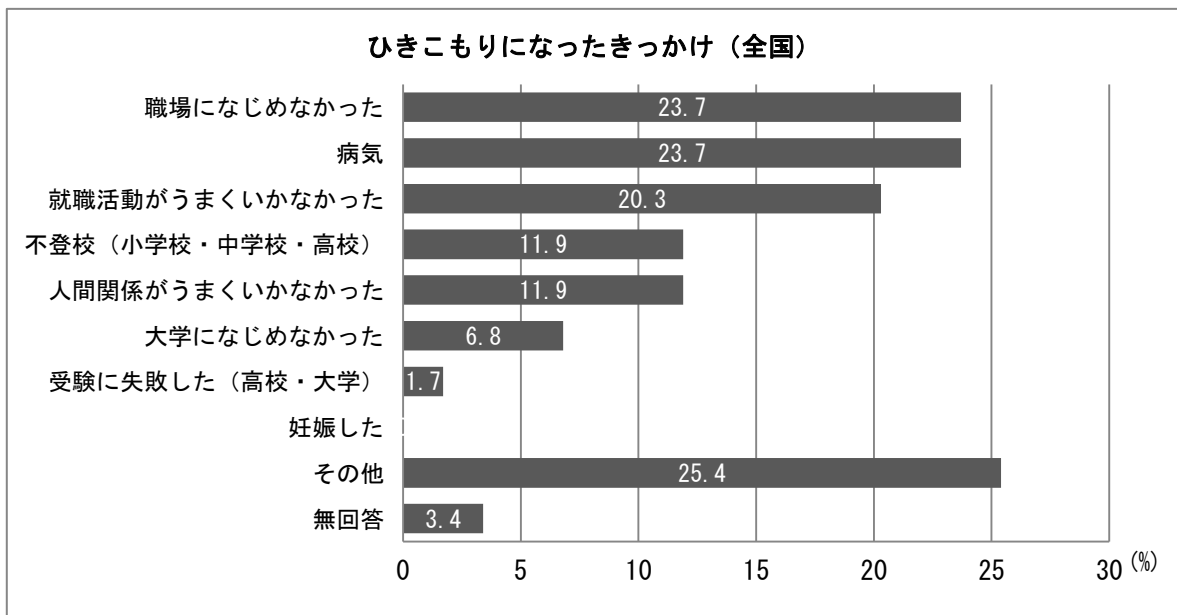
ひきこもりになったきっかけは、「職場になじめなかった」「病気」がどちらも23.7%と高く、次いで「就職活動がうまくいかなかった」が20.3%で上位を占め、健康上の理由も多しもの就職活動でのつまずきや就職しても仕事になじめない等、就業を巡る問題でひきこもることが多くなっています。

内閣府の「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」を、盛岡市の2013（平成25）年10月1日現在の15歳から39歳までの人口87,677人に当てはめると、盛岡市の狭義のひきこもりは535人、準ひきこもりは1,043人、狭義のひきこもりと準ひきこもりをたした広義のひきこもりは1,578人と推計されます。

【ひきこもり群の定義と推計数】

ひきこもり群		有効回答数に占める割合	全国推計数		盛岡市推計数	
狭義のひきこもり (a)	普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40%	15.3万人	計 23.6万人	351人	計 535人
	自室から出るが、家からは出ない	0.09%	3.5万人		79人	
	自室からほとんど出ない	0.12%	4.7万人		105人	
準ひきこもり (b)	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.19%	46.0万人		1,043人	
広義のひきこもり(a)+(b)		1.80%	69.6万人		1,578人	

資料 内閣府 2010（平成22）年「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」



資料 内閣府 2010（平成22）年「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」

(4) 児童虐待の約8割は小学生以下

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、全国でみると年々増加しており、2013（平成25）年度73,765件（速報値）となっています。

2013（平成25）年度に岩手県福祉総合相談センターで受け付けた盛岡市の分の児童虐待の相談件数が120件、市の家庭児童相談で受け付けた児童虐待の相談件数が58件で、合わせて178件の相談がありました。

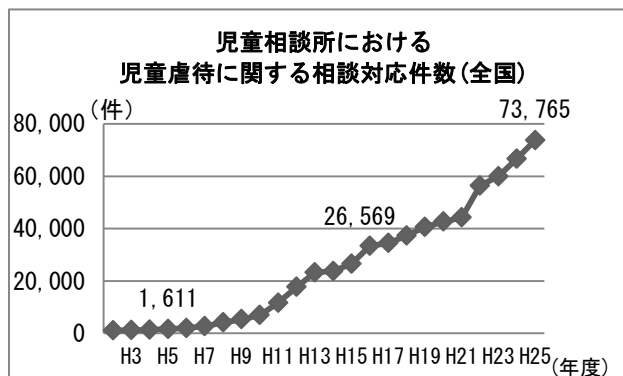
虐待の種類は、殴る・蹴るなどの「身体的虐待」、言葉による脅し・無視などの「心理的虐待」、家に閉じ込める・食事を与えないなどの「ネグレクト」、子どもへの性的行為などの「性的虐待」に分類されます。

2012（平成24）年度の虐待種類内訳は、身体的虐待35.3%、心理的虐待33.6%、ネグレクト28.9%、性的虐待2.2%となっており、傾向としては身体的虐待やネグレクトの割合が減り、心理的虐待が増加しています。

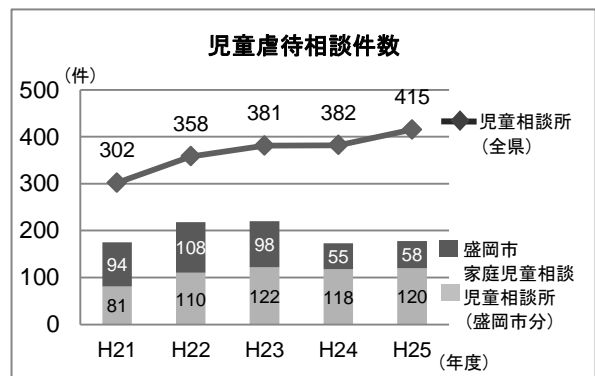
また、虐待を受けた年齢層は、小学生が一番多く、次いで乳幼児と続き、小学生以下が約8割を占めています。

その傾向としては、低年齢児には心理的虐待やネグレクトが多く、年齢が上がるにつれ、身体的虐待や性的虐待が増えてきています。

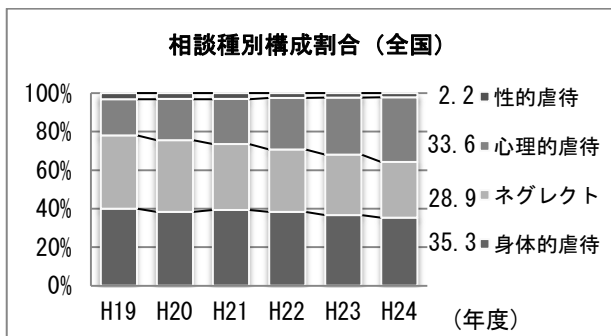
この児童虐待の増加は、児童相談所の広報啓発により、発見し通報しやすくなったためと思われる一方、児童虐待そのものが増えている可能性も否定できない状況から、その対策が急務となっています。



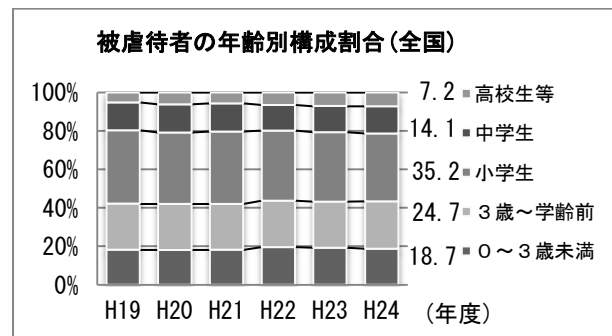
資料 厚生労働省「福祉行政報告例」、2013(平成25)年度は速報値



資料 盛岡市子ども未来課、岩手県福祉総合相談センター



資料 厚生労働省「福祉行政報告例」



資料 厚生労働省「福祉行政報告例」

(注) 2011(平成22)年度の数值は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計したものの。

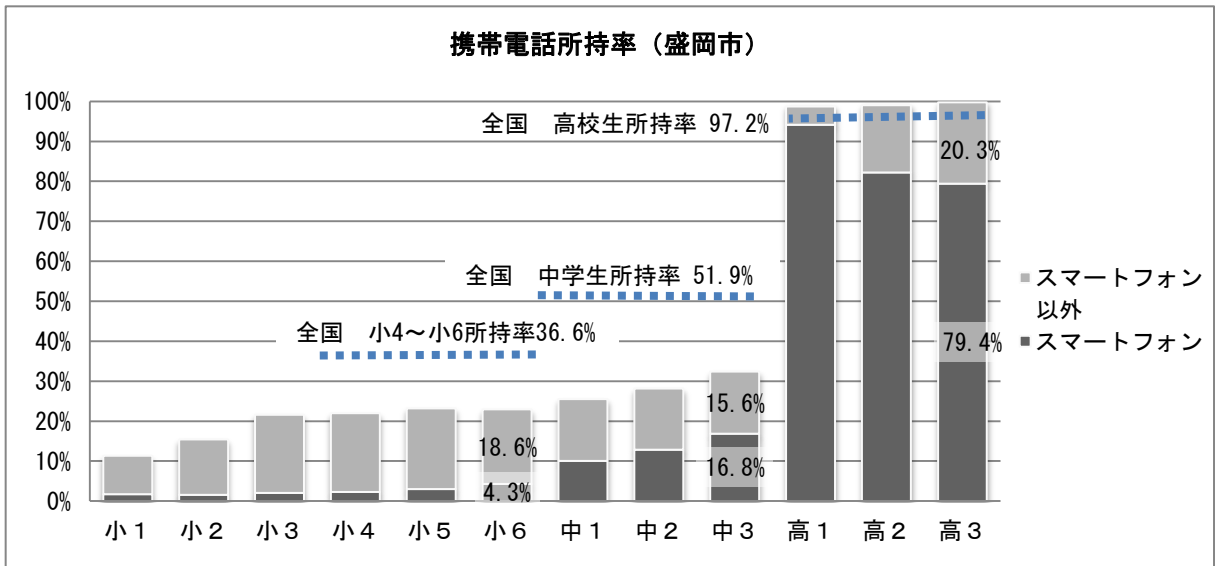
(5) 高校生の約9割はスマートフォンを使用

2013（平成25）年9月に盛岡市教育委員会が、市立小・中学校、市立高等学校で携帯電話等の利用にかかわる調査を実施した結果、携帯電話等の所持率は小学生で19.5%、中学生で28.7%でした。市立高校生では99.1%とほぼ全員が所持しており、そのうち約9割がスマートフォンを所持していました。

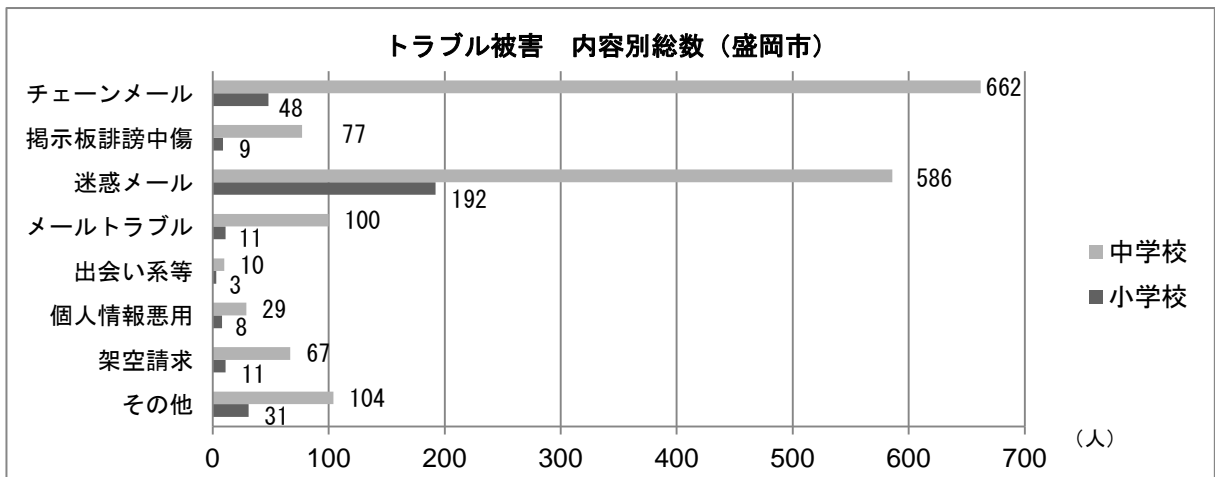
内閣府の2013（平成25）年度調査では、全国の小学4年から6年までの携帯電話等の所持率は36.6%、中学生が51.9%、高校生が97.2%で、盛岡市内の小学生・中学生の所持率は低いものの、高校生はほぼ同率となりました。

また、盛岡市における小学生・中学生の携帯電話やインターネットでのトラブル被害は、チェーンメールや迷惑メール等に関するものが多く、中学校において急激に増加する傾向が見られました。

さらに、出会い系等によるトラブル被害も小学校で3人、中学校で10人いることがわかりました。



資料（盛岡市）盛岡市教育委員会「児童生徒の携帯電話等の利用にかかわる調査」（2013（平成25）年）より
 (全国) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」より



資料 盛岡市教育委員会「児童生徒の携帯電話等の利用にかかわる調査」（2013（平成25）年9月）

第2節 課題

盛岡市が2005（平成17）年度から2014（平成26）年度までの10年間を計画期間とする「新盛岡市青少年健全育成計画」に基づき取組を進めた結果、子ども・若者に関わる問題は、社会全体で取り組まなければならないという意識が市民に浸透するとともに、個別に支援を行っていた民間団体やボランティアのネットワーク化の基礎を構築することができました。

一方では、取組を通じて解決できなかった課題、社会環境の変化に伴う新たな課題なども明らかになり、改めて課題解決に向けた継続的な取組の必要性が確認されたところです。

主要テーマ1 青少年の自主性と社会性を育てるとりくみ

(1) 心身の健康づくり

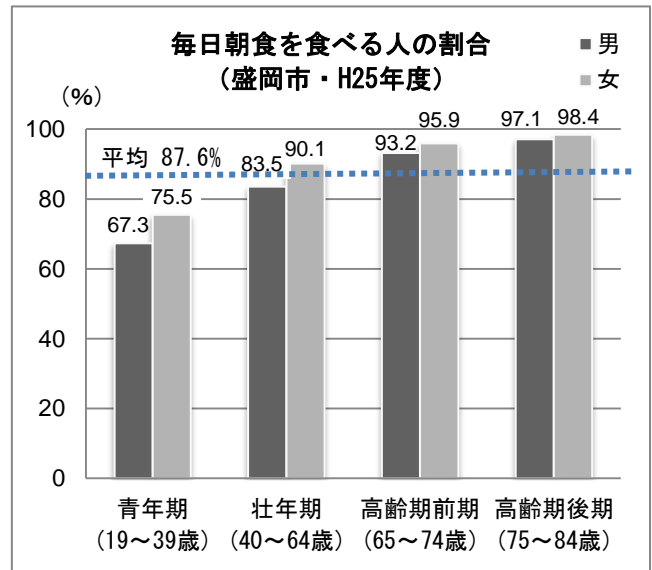
青少年が様々な体験の機会を通じて、自分の関心や興味を見つけ幅を広げることは、自己肯定感を得ることにつながっています。

今後も、芸術・文化・科学・スポーツを通じて青少年に魅力のある体験の機会の創出と、興味関心を参加に繋げる必要があります。

また、生活習慣と健康の基盤となる食生活では、食を通じた望ましい生活習慣を身に付けて、家族と一緒に食事の楽しさや大切さを学ぶことが大切です。

特に朝食をとることによって、様々な栄養素を補給して、午前中、しっかり活動できる状態をつくると言われています。

盛岡市保健所がまとめた調査によると、青年期で毎日朝食を食べる人の割合が低く、この世代は次世代の子どもの親となることから、規則正しい生活習慣を身につけるために、毎日朝食を食べることの大切さを啓発する取組を今後も継続する必要があります。



資料 盛岡市健康推進課

(2) 生きる力を育むとりくみ

盛岡の豊かな自然の中で生きていることを実感し、自ら課題を見つけ解決することの大切さや世代間交流を通して共に作る喜び、自他ともにかげがえのないことに気づくよう、様々な人や自然などに関わる体験活動の支援に努めました。

自然体験・ボランティア活動・団体活動は、達成感を得られ、他者とのコミュニケーション力の向上も期待できることから、今後も活動できる場の提供と指導する人材が減少しないよう継続して指導者を養成することが必要です。

また、盛岡市社会福祉協議会の「高校生ボランティアスクール」のように、高校生にボランティアを通じて社会参加を促す学びは、コミュニケーション力を育てるために有効な講座と言えます。しかしながら、講座終了後に、自ら社会参加することは難しい状況もあることから、活動へ向けた橋渡しなどの支援が重要となっています。

(3) 国際交流の推進

国際交流事業は、青少年に異文化を学ばせることにより、青少年の国際的視野を広げ、グローバルな視点と日本の現状を振り返る機会の創出となります。

今後の課題として、中学生ビクトリア市研修やアールム大学へ短期留学を経験した青少年が、学んだことを活かし、活躍できる場を提供することで、更なる国際感覚を身につけたり、広めることができるため、国際交流の推進を図る必要があります。

主要テーマ2

青少年を家庭や地域で共に育てるとりくみ

(4) 家庭教育の支援

青少年の健全育成は、家庭での関わりが基本です。家庭は、青少年にとってかけがえのない安らぎの場であり、社会生活を営むうえで必要な社会のルールを身に付ける場です。

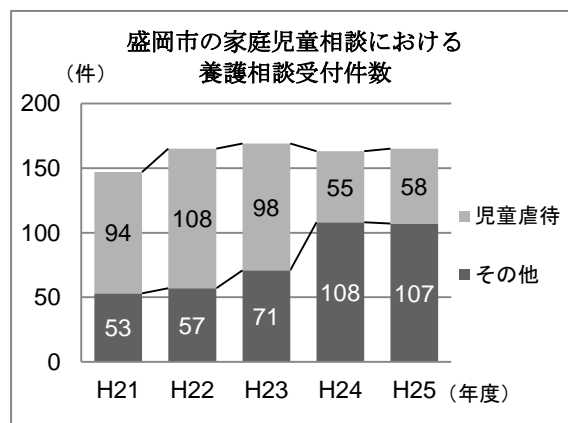
本市では、「家庭教育学級」や子育てに役立つ講座の実施、家庭教育情報通信の配布などを行っています。

その一方で、家庭の中で起きている児童虐待は、青少年の体や心を深く傷つける行為であり、それが全国的に増加傾向にあり社会問題となっています。

市の家庭児童相談における養護相談件数は毎年160件程度となっており、子どもを育てられないといった養育の相談等が増加しています。

養育に困難を抱える家庭では、養育によるストレスを暴力という形で子どもへ向けるケースもあることから、相談窓口等の周知を図り、親と子がともに成長していけるような啓発や、早期発見・早期対応できるための啓発が必要です。

なお、18歳未満の子どもの相談、母子の相談については充実していますが、18歳以上の若者の相談については対応できる窓口が少なく課題となっています。



資料 盛岡市の福祉 家庭児童相談活動状況

(5) 青少年の地域活動参加の支援

青少年は地域の人たちとのふれあいや様々な活動を通して地域の大人に導かれ成長します。その地域活動は、学童期の子ども会活動から始まります。

その後、中学校や高等学校に入ると、クラブ活動や学業など様々な理由で地域の活動から

離れる傾向にあります。

町内会で中学生や高校生に、町内会行事や子ども会のサポーターとして活躍の場を設け、継続して地域活動に参加させている事例もあります。

地域での活動は、地域の方々との交流が図られるとともに、社会のルールを学ぶことができることから、今後も継続して支援する必要があります。

(6) 世代間交流，異年齢交流の促進

世代を超えた交流，異年齢の交流は，青少年が社会の一員として成長していくために大切な機会です。その主な活動として子ども会活動，公民館等での世代間交流行事，地域に伝わる伝統芸能の伝承活動などがあります。

普段の関わりとは違う年齢や学年の人々と接することで，違った価値観に触れ，活動の中で，それぞれが教えたり学んだりという体験ができ，また，規範意識を高めることも期待が出来ることから，今後も世代間交流や異年齢交流の促進が大切であり，継続して促進する必要があります。

(7) 地域に開かれた学校づくり

本市は，「児童・生徒，家庭，地域社会，学校，行政の五者が役割を明確にしながら連携」している盛岡市教育振興運動が根付いています。五者が一体となることで，地域に開かれた学校づくりにも寄与しています。

また，市教育委員会では，「学校支援地域本部事業」等を実施し，地域の方々が学校支援ボランティアとして，学習活動，部活動指導，環境整備，登下校安全確保，学校行事への協力など様々な活動を支援し，子どもとふれあう機会を増やしています。

さらに，学校体育施設開放では，休日や夜間に学校施設を開放し，地域の方々の活動の場ともなっています。

このように，地域と学校が「人の顔と顔の見える関係」として信頼関係を築いており，今後も継続して推進する必要があります。

主要テーマ3

青少年を社会全体で支援するとりくみ

(8) 青少年の人権の擁護

1994（平成6）年に日本も批准した「子どもの権利条約」により「生きる権利」、「発達する権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が保障され、本市でも人権意識の向上や人権を確保するための啓発活動に努めています。

しかし、虐待を受けている児童や適切な養育を受けていない児童は全国でも増加傾向にあり、憂慮に堪えない状況です。

児童虐待の多くは家庭内で発生し、外部から見えにくく早期発見が難しい状況にあります。そのため、保育園や幼稚園、学校、医療機関等、子どもと接するあらゆる機会を通じて早期に発見できるよう啓発を継続していくことや、地域に根ざしたネットワークである盛岡市要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関がより一層連携していく必要があります。

また、子ども自身にも、人権を守るための啓発や、人権が守られず被害にあった際の通報先の周知などが必要です。

さらに、18歳未満の子どもは児童福祉法が適用され、虐待などの人権を侵害する様々な困難から子どもを守る支援制度が整っています。

しかし、18歳以上であっても自立に至っていない青年期の若者も、人権を侵害される困難に遭うことがあります。

その際、相談や保護など公的な支援が極めて少ない状況があり、切れ目のない支援が可能になるよう青少年の人権の擁護について拡充が必要です。

(9) 企業や民間の活力を生かすとりくみ

東日本大震災をきっかけに、若者が使命感を持ち、団体を立ち上げ積極的に被災地支援に乗り出す姿が多くみられました。

その際、若者を支えるため企業や民間が人的・物的・財政的などの支援を行い、若者の活動を補完・協力し、目的を遂げるために支援を実施しました。

これは、被災地支援という形で企業や民間の活力を生かすことができた好事例ですが、このように若者が思いやアイデアを形にするうえで、企業や民間との連携を強化することが大切です。

社会経験が浅くても柔軟なアイデアを持つ若者に、企業や民間の大人の指導力や援助が加わることで、若者が社会に参加しやすくなり、企業や民間にも活力が生まれることから、今後も取組が必要です。

(10) 啓発や相談活動の充実

インターネットや携帯電話等が急速に進歩し、青少年の生活の中に様々な情報が氾濫しています。

この情報の中には、青少年の健全育成を阻害する有害なものが存在するほか、情報機器の使用によって生活リズムが乱れたり、他者との関係性に悪影響を及ぼしたりすることが懸念されています。

メディアの特性や利用方法の理解・情報の取捨選択・適切なコミュニケーション等、メディアを主体的に使いこなすメディアリテラシーの教育が大切になっています。

また、大人自身が、インターネットや携帯電話等の正しい知識や使い方を習得するとともに、青少年と一緒にルールを決めたり、使い方などを話し合ったりすることで、危険を回避することができます。

さらに、相談活動については、本来は青少年が安心・安全に生活できる環境となるべき家庭・地域・学校・交友関係等で、虐待やいじめなどの困難を抱えた場合、誰にも相談できず孤立することから、一人ひとりに寄り添える相談員を増やすなど、青少年が相談しやすい体制を整えることが必要です。

(11) 良好な社会環境づくり

青少年が健やかに成長するためには、良好な社会環境が必要です。

地域の住民が協力しての環境浄化、犯罪の被害者にも加害者にもならないための規範意識の向上、命の尊さや性に対する正しい認識やモラルに関する教育などの実施に努めました。

また、不登校、ニート（若年無業者）、ひきこもりなど社会参加が難しい青少年の問題は、個人の問題だけではなく、社会的な問題であると認識されるようになってきていることから、社会が受け入れていくための支援体制を構築していくことが大きな課題となっています。